

Belau Tour ・ Biib Bus Incorporated ウイルス感染症対策ガイドライン

作成日：2020年6月8日

更新日：2020年6月23日

はじめに

本ガイドラインの目的は、お客様へ安心・信頼のご提供、従業員が安全に職務に従事できる環境を確保することである。日本国厚生労働省発出の指針「3密」「新しい生活様式」「手指衛生の徹底」「マスクの着用」を根幹に、具体的な対策を策定した。

当社各事業部責任者は、ガイドラインを遵守し、最新情報の収集、従業員への教育、お客様への啓発、事業部間の情報共有に努めることとする。また、関係各所（パラオ政府・在パラオ日本国大使館・グアム当局等）への情報の開示と連携を行うこととする。

本ガイドラインの有効期間は、パラオ政府の対応指針に基づき不要と判断できるまでとする。

なお、本ガイドラインは2020年6月8日時点で作成したものであり、新型コロナウイルスの最新知見や、お客様のご要望を踏まえ、変更することがある。

I. 空港送迎時

従業員の徹底事項

- ・ 職務中はマスク着用・手指アルコール消毒、日常生活内での手洗い・うがいを行う。
- ・ 車両内（お客様乗車用・荷物輸送用）に手指部用アルコール消毒液を設置する。
- ・ 滞在中の感染防止対策に関する注意事項記載のガイドブックを配布する。
- ・ 車両使用前後に、乗降口と窓を開放し、車内の高頻度接触部分の消毒を行う。
- ・ 走行中、窓の開放を行う。（荒天時は開放部分の縮小・閉じることもある。）

お客様にご協力要請させていただく事項

- ・ マスクを着用していただくこと。（特に乗車人数が多い場合、従業員よりマスクの着用をお願いすることがある。）
- ・ 送迎車両乗車前、オープンエリアにて待機いただくこと。
- ・ 乗車時、ガイドより手指部用アルコール消毒を吹きかけさせていただくこと。（肌の弱い方には配慮。）

II. 周遊（シャトル）バスサービス（BBI シャトルバス）

従業員の徹底事項

- ・ 職務中はマスク着用・手指アルコール消毒、日常生活内での手洗い・うがいを行う。
- ・ 車両内に手指部用アルコール消毒液を設置する。
- ・ 金銭授受時、金銭トレーを使用する。使用後は消毒を行う。
- ・ 走行中、窓の開放を行う。（荒天時は開放部分の縮小・閉じることもある。）
- ・ お客様にご協力要請させていただく事項のご案内を車内掲示する。
- ・ 車両使用前後に、乗降口と窓を開放し、車内の高頻度接触部分の消毒を行う。

お客様にご協力要請させていただく事項

- ・ マスクを着用していただくこと。（特に乗車人数が多い場合、従業員よりマスクの着用をお願いすることがある。）
- ・ 乗車時、手指部をアルコール消毒していただくこと。（肌の弱い方には配慮。）

III. レンタカーサービス

従業員の徹底事項

- ・ 職務中はマスク着用・手指アルコール消毒、日常生活内での手洗い・うがいを行う。
- ・ 金銭授受時、金銭トレーを使用する。使用後は消毒を行う。
- ・ 車両貸出前後に、車内の消毒を行う。

IV. ツアーデスク

従業員の徹底事項

- ・ 職務中はマスク着用・手指アルコール消毒、日常生活内での手洗い・うがいを行う。
- ・ 窓口に手指部用アルコール消毒液を、対応デスクにパーティションを設置する。
- ・ 常時、扉を開放する。
- ・ 高頻度接触部分の消毒。

お客様にご協力要請させていただく事項

- ・ マスクを着用していただくこと。
 - ・ お手に取っていただいたパンフレット等はお持ち帰りいただくこと。（※）
- （※）見本紙の掲示、およびスマートフォンなどで閲覧いただけるよう QR コードリンクを掲示する。

<補足>

お客様の感染リスクや、3 密の回避を目的として、観光客の受け入れ再開時から当面のあいだ、ツアーデスクを使用せず、毎日弊社からお客様の客室にお電話でのご連絡を徹底させていただく予定。（ツアーの申し込み・各種ご相談など。）

ツアーデスク再開時期は、[弊社 Web サイト](http://www.belautour.com)（<http://www.belautour.com>）にて開示する。

V. オフィス

i. ベラウツアーオフィス

従業員の徹底事項

- ・ オフィスの扉を 1 時間おきに開放する。
- ・ 1 日 3 回程度（朝昼夕）高頻度接触部分（パソコン・電話機・冷蔵庫等）の消毒を行う。
- ・ 入口にアルコール消毒液を設置する。また、咳エチケットや感染防止対策の啓蒙チラシを掲示する。
- ・ 日常生活内での手洗い・うがいを行い、入社時には体調管理リストへの記入を行う。

従業員の励行事項

- ・ 勤務時マスクを着用する。

ii. BBI オフィス

従業員の徹底事項

- ・ オフィスの扉を 1 時間おきに開放する。
- ・ 1 日 3 回程度（朝昼夕）高頻度接触部分（パソコン・電話機・冷蔵庫等）の消毒を行う。
- ・ 入口にアルコール消毒液を設置する。
- ・ 日常生活内での手洗い・うがいを行い、入社時には体調管理リストへの記入を行う。
- ・ 原則、待機場所は開放空間とする。

従業員の励行事項

- ・ 勤務時マスクを着用する。

VI. 従業員の体調管理

- ① 入社前に体温チェックを行い、入社時には体調管理リストへの記入を行う。
- ② 自身が濃厚接触者となった場合（同居するものが感染）、または濃厚接触者となる可能性が判明した場合、即出勤停止とし、他のスタッフとの接触を正確に把握する。
- ③ 体調不良を認める場合は、上長に連絡の上、指示を仰ぐ。

症状例

- 37.5 度以上の発熱
- くしゃみ・咳・痰の症状
- 倦怠感・胸部不快・息苦しさ
- 味覚・臭覚に異常を感じる
- その他、新型コロナウイルス感染の可能性が疑われる症状がある

その他、出勤見合わせの判断を下すケース

- 身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
- 入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がある、またはその当該国・地域在住者との濃厚接触があった場合

VII. お客様の感染

- ・ 滞在ホテルの責任者・現地医療機関・在パオ日本国大使館に速やかに情報共有し、指示を仰ぐ。
- ・ 当社各事業部責任者と情報共有し、連携を図る。

VIII. 従業員の感染

i. 感染の可能性がある場合

- ・ 体調不良を認める場合は、責任者に報告の上、原則 5 日間の自宅待機とする。
- ・ 自宅待機となる者へ体調確認のため、電話連絡を行う。（原則毎日）

- ・ 症状の改善が見られない場合、現地医療機関に速やかに連絡し、PCR 検査の指示を仰ぐ。
- ・ 陰性判明者は、体調不良回復日から起算して 3 日後に復職する。復職までの期間は自宅待機とする。

ii. 感染判明の場合

- ・ 現地医療機関・在パラオ日本大使館に速やかに情報共有し、指示を仰ぐ。
- ・ 当社各事業部責任者と情報共有し、連携を図る。
- ・ 感染症からの回復（治癒・医療機関指定の隔離終了、且つ陰性判明時）から 3 日間の自主隔離経過を復職の条件とする。

IX. 従業員の感染

- ・ 3 密（密閉・密集・密接）の空間を作り出さないことを心がける。
- ・ 日常から、手洗い・うがい・アルコール消毒を徹底する。
- ・ お客様・従業員ともに対人距離（いわゆるソーシャルディスタンス）を確保する。概ね 2m（最低 1m 以上）を確保するよう努める。
- ・ 日ごろの清掃は、従来通り継続していくこととする。
- ・ トイレの汚物を流すときは、必ず蓋を閉めてから行う。
- ・ トイレのハンドドライヤー・共有タオルは使用禁止とする。
- ・ 的確な情報収集と共有を行うことを心がけ、お客様・従業員に過度な心配や恐怖心を与えないことを努める。
- ・ 感染の疑いが生じた際の政府機関・医療機関等への報告フローをあらかじめ共有しておく。
- ・ 会議・打ち合わせなどは、原則、開放空間またはオンラインで行う。

X. 感染状況段階別の対応

| | | |
|---------|--------------------------|--|
| Phase 1 | パラオ国内で 発病者がいない場合 | <u>徹底事項</u> ○従業員の体調管理（手洗い・うがい・消毒を含む） ○各設備や車両等の消毒・拭き上げ・洗浄 <u>奨励事項</u> ○お客様へのアルコール消毒のご利用促進 ○従業員に対して、3 密空間への外出自粛 |
| Phase 2 | パラオ国内で 旅行者の発病が確認された場合 | <u>徹底事項</u> ○従業員の体調管理（手洗い・うがい・消毒を含む） ○各設備や車両等の消毒・拭き上げ・洗浄 ○従業員のアルコール消毒液の携帯 ○従業員の 3 密空間への外出自粛 ○ガイドのマスク着用 ○感染者の滞在先の確認と当社各事業部内の情報共有 ○政府機関・日本大使館への連絡、指示に従う <u>奨励事項</u> ○お客様へのアルコール消毒のご利用促進 |

| | | |
|---------|--------------------------|---|
| Phase 3 | パラオ国内で 在住者の感染が確認された場合 | <p><u>徹底事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の体調管理（手洗い・うがい・消毒を含む） ○各設備や車両等の消毒・拭き上げ・洗浄 ○従業員のアルコール消毒液の携帯 ○従業員の 3 密空間への外出自粛に加え、不要不急の外出の自粛（ショッピングセンター・公共施設を含む） ○ガイドのマスク着用 ○お客様との接触時、手袋着用義務（受付・金銭授受等） ○感染者の滞在先の確認と当社各事業部内の情報共有 ○政府機関・日本大使館への連絡、指示に従う ○パラオ厚生省、日本大使館の情報の確認と部署内に共有 <p><u>奨励事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○お客様へのアルコール消毒のご利用促進 |
| Phase 4 | 従業員の感染が確認された場合 | <p><u>徹底事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員の体調管理（手洗い・うがい・消毒を含む） ○各設備や車両等の消毒・拭き上げ・洗浄 ○従業員のアルコール消毒液の携帯 ○従業員の 3 密空間への外出自粛に加え、不要不急の外出の自粛（ショッピングセンター・公共施設を含む） ○ガイドのマスク着用 ○お客様との接触時、手袋着用義務（受付・金銭授受等） ○感染者の滞在先の確認と当社各事業部内の情報共有 ○政府機関・日本大使館への連絡、指示に従う ○パラオ厚生省、日本大使館の情報の確認と部署内に共有 ○感染者と同じ建物内居住者は速やかに検査を受ける ○陰性確認後 3 日以上経過するまで出勤停止 <p><u>奨励事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○お客様へのアルコール消毒のご利用促進 |

○参照資料・参考資料

[新型コロナウイルス感染症対策本部 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針](#)

[日本旅行業協会 全国旅行業協会 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン](#)

[公益社団法人日本バス協会 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#)

改訂履歴

2020年6月23日 一部追補